

教育モニター 様

この度は、「携帯電話のルール作り」について、ご意見をいただき、ありがとうございました。

携帯電話の使用に関するルールについては、県内の16市町村において、既に策定しており、他の6市町村では、管内の全ての小中学校が独自にルールを策定しております。また、14市町村が、現在、策定に取り組んでおります。

御提供いただいた情報と同じように、本県においても、既にルールを策定している市町村からは、「スマートフォンやゲームの使用時間の減少」、「家庭学習時間の増加」、「ネットトラブルの減少」等の効果が見られたと聞いております。

岐阜県教育委員会としましては、こうしたルール作りによる成果を伝えながら、未策定の市町村に、ルール作りの取組を促しております。また、各学校において、授業やホームルーム活動などを通じて、機会あるごとに基本的なルールを身に付けさせたり、使い過ぎによる弊害を理解させたりするなど、情報モラル教育を行うよう指導しております。また、各家庭におけるルールづくりを推進するため、啓発用リーフレットを作成して配布しております。

携帯電話の安心・安全な使用に向けた取組は、学校のみならず、地域や家庭が一緒になって考え、推進することによってよりよい成果が出るものと考えております。子ども・保護者・学校でのルール作りは1つの有効な取組であるにとらえておりますので、県内の各学校に対して、ルールづくりの取組を紹介し、携帯電話の適切な使用について取り組んでまいります。

今回、ご意見いただきましたことを感謝申し上げますとともに、今後ともご支援のほどお願い申し上げます。

平成27年9月14日

岐阜県教育委員会
学校安全課長 服部和也